

4号特例に係る建築基準法施行令第80条の3の確認検査方針に基づく  
完了検査申請又は中間検査申請に添える書類の付加について

## 1 理由

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項第4号に該当する建築物（以下「4号建築物」という。）の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する場合の構造耐力基準について、適切に完了検査等を行う等のため、呉市建築基準法施行細則第7条第1項第3号に基づき土砂災害特別警戒区域に係る対策状況報告書等を付加する。

## 2 付加の内容

（4号建築物に対する完了検査又は中間検査に添付する書類の付加）

土砂災害特別警戒区域において居室を有する建築物は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定により、土砂災害について安全な構造としなければならないが、建築士が設計した4号建築物については、法第6条の4第1項第3号の規定により、建築確認申請時に土砂災害特別警戒区域の構造基準を含む構造耐力規定への適合を示す図面等の添付は不要とされている。しかし、その後の完了検査又は中間検査を適切に行っていくため、完了検査申請時等に当該構造基準に係る建築士の工事監理の状況を把握するための書類の添付を求めることとする。

なお、本規定は指定確認検査機関への検査申請書類に対しても適用する。

## 3 書類の添付の付加の対象となる建築物

次のすべてに該当するもの

- (イ) 敷地の一部又は全部が土砂災害特別警戒区域に含まれるもの
- (ロ) 居室を有するもの
- (ハ) 4号建築物であるもの
- (ニ) 国等の建築物でないもの
- (ホ) 建築確認申請又は中間検査申請において、土砂災害特別警戒区域の構造基準への法適合確認に必要な図書等が添付されていないもの

（参考）4号建築物

1～3号以外の建築物（木造で延べ面積500㎡以下又は階数2以下、非木造では、平屋建てで延べ面積200㎡以下のもの）

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| { | 1号 延べ面積200㎡超の特殊用途の建築物 |
|   | 2号 階数が3以上等の木造建築物      |
|   | 3号 階数が2以上等の非木造建築物     |

## 4 土砂災害特別警戒区域の構造基準への法適合確認に必要な図書等

次のいずれかに該当するものとする。

- (イ) 土砂災害特別警戒区域に係る対策状況報告書
- (ロ) 法第12条第5項の規定による政令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書（土砂災害特別警戒区域の指定状況等を考慮し、建築基準法第12条第5項の規定により、設計内容についてより詳しい報告を求める場合があります。）

- 5 書類の添付義務が生じる申請  
建築確認申請若しくは中間検査申請又は完了検査申請
- 6 提出先  
建築主事又は民間確認検査機関
- 7 施行期日  
この規則は、令和元年8月1日以後に建築確認済証(計画変更申請の場合を除く。)の交付を受けたものから適用する。